

令和2年第1回大多喜町議会定例会

6月会議会議録

令和2年 6月9日 開会

令和2年 6月9日 散会

大多喜町議会

令和二年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

令和二年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

令和二年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

令和二年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

令和2年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録目次

第1号（6月9日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	4
行政報告	4
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	8
報告第7号の上程、説明	8
報告第8号の上程、説明	9
報告第9号の上程、説明	10
諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	52

請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
請願第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
日程の追加	57
発議第 3 号及び発議第 4 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	58
日程の追加	61
議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
散会の宣告	72
署名議員	73

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

(第 1 号)

令和2年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

令和2年6月9日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	古茶義明君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	宮原幸男君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	西川栄一君	環境水道課長	和泉陽一君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	会計室長	多賀由紀夫君
教育課長	小高一哉君	生涯学習課長	米本俊克君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	麻生克美	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 7号 継続費繰越計算書について
- 日程第 3 報告第 8号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 9号 継続費繰越計算書について
- 日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 議案第40号 大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第41号 大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第42号 大多喜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第43号 大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第44号 大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第45号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第46号 大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第47号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第48号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第49号 工事請負契約の変更について
- 日程第16 議案第50号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第17 議案第51号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第52号 令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第53号 令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第21 請願第 2号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択

に関する請願書

追加日程第 1 発議第 3 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

追加日程第 2 発議第 4 号 国における令和 3 年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

追加日程第 3 議案第 5 4 号 指定管理者の指定について

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年第1回議会定例会6月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様には、ご出席いただきまして、誠にご苦労さまでございます。

また、議員各位においては、新型コロナウイルス感染の件で大変窮屈で不自由な生活をしていると思います。5月25日に緊急事態宣言が解除されましたが、どうかもう少しご辛抱していただければありがたいと思います。

なお、今日、大変暑いですから、会議が始まったら上着を脱いでリラックスしてやっていただければと思います。また、質問するときは、マスクに籠もっちゃうと声がよく聞こえないところもありますから、そのときだけマスクを外して質問していただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日6月9日は、休会の日ですが、議事の都合により、令和2年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより6月会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 令和2年第1回議会定例会6月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和2年第1回議会定例会6月会議を再開させていただきましたところ、議長をはじめ議員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承いただきたいと思います。

現在、国の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が、5月25日をもって解除されたことにより、外出自粛等の協力要請の緩和、また施設の使用停止等、停止要請の一部が解除されているところでございますが、国・県は、今後の感染状況により、段階的に緩和、解除を行

い、社会経済活動のレベルを引き上げるという方針が示されております。

国からは、基本的対処方針に沿った3つの密を避ける、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い、緊急事態宣言解除後における特定警戒都道府県への移動自粛、在宅勤務等の新しい生活様式を引き続き実践するよう、協力要請がなされているところであります。

町といたしましても、対策本部の設置を継続し感染拡大に備えるとともに、国・県の方針に沿った感染拡大防止の取組を継続してまいりたいと存じます。

また、特別定額給付金や感染症拡大防止対策につきましては、議員各位のご理解、ご協力をいただき、県内でも早い段階で対応できましたことについて、改めて御礼を申し上げます。6月8日時点での特別定額給付金の申請状況につきましては、対象世帯数3,821世帯の約95パーセントに当たる3,624世帯の申請の受付を完了しておりますことをご報告申し上げます。

今後、緊急事態宣言が解除されたことにより、経済も徐々に回復に向かって動き出すところで、先行きも全く不透明な中でありますが、経済対策もこれからが重要であると考え、次の段階に備えるため、感染の状況や国の第2次補正予算の動向を踏まえ、新型コロナウイルスの感染症の影響により困窮している町内の農産物生産者、観光関連事業者、飲食店経営者、商店経営者など業種を問わず、町内全ての困っている事業者を支援するため、地域経済対策を迅速に進めてまいりたいと存じますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

なお、町内小中学校におきましては、6月1日から全ての学校において通常の教育活動を再開しております。また、三育学院中学校におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により延期されていた入学式が、5月10日にオンラインにより举行されたところですが、5月末までには全ての生徒の入寮が完了し、6月1日から中野の校舎で授業が行われておりますことを併せてご報告申し上げます。

さて、本日の会議事件でございますが、報告案件が3件、人権擁護委員候補者の推薦に関する指名案件が1件、条例の一部改正が9件、工事請負契約の変更及び夷隅郡市広域市町村圏事務組合の規約の一部改正に関する協議、そして一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の補正予算を提出させていただきました。

各議案とも十分ご審議をいただき、可決くださいますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会5月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願います。

このうち、千葉県町村議会議長会の第1回定例会は、書面決裁により実施されました。役員改選のほか、各町村から国及び県に対する要望事項を県議長会で取りまとめており、本町からGIGAスクール構想の実現に向けての支援について、2級河川夷隅川の河川整備についてを要望しておりましたが、原案のとおり採択され、国・県に要望することになりました。

次に、監査委員から、4月24日及び5月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

次に、法律の規定に準じまして、有限会社たけゆらの里大多喜の経営状況を説明する書類が町長から提出されました。議員各位には、その写しを配付いたしましたのでご了承願います。

次に、3月16日に令和2年第1回国保国吉病院組合議会定例会が開催されました。この件につきましては、6番麻生剛君から報告を願います。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） マスクを取らせていただきます。

去る令和2年3月16日、令和2年第1回国保国吉病院組合議会定例会が開催され、本町からは、志関武良夫議員、渡辺善男議員、そして私、麻生剛の3名で出席させていただきました。

議長は、本町の志関武良夫議員が引き続き務めております。会期は1日、議案5件が付議されました。

議案第1号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第2号は、国保国吉病院組合一般職の職員の給与等に関する条例及び国保国吉病院組合一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号は、国保国吉病院組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号は、国保国吉病院組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号は、令和2年度国保国吉病院組合病院事業会計予算等について、いずれも全員賛成で可決、承認された次第でございます。詳細につきましては、お手元に配付の資料をご覧くださいと思います。

また、病院側より報告があり、オイルダンパーの12本の全てが交換され、適合が完了したとのことでございます。いかなる事態にも、まずは建物の安全が確保されたと。これは、病

院にとっては明るい第一歩であります。

そして、伴病院長は、この令和2年3月末で本来は定年でございますが、余人をもって代えがたき人材であると、再び続投ということになり、引き続き病院改革に取り組むことになりました。

その伴院長からは、フルオープン化を目指しておりますと。めどもついてきている。看護師不足解消はあと僅かのところまで来ている。また、医師については、千葉大学や東邦大学との連携が進み、充実した医療体制になりつつある。そして、今、直近の課題としては、整形外科医の常勤医師確保であり、この問題については常に随行者も含めて三、四名を1チームで行うことであり、現状ではなかなか難しい。

しかしながら、研修医1名が2年後には戻ってまいります。この方が正規になり、それまでの辛抱であるのもう一步のところと、このように、医師の育成の成果が表れてきているのが現在の体制であります。

そして、地域との連携は密になり、眼科に至りましては、大多喜町の大多喜眼科との連携により、月2回程度、白内障を中心とした手術を行っており、1日三、四名で、月8名から10名を日帰りで診ているとのことでございます。高齢者が増加している当地方では大変喜ばれている。

また、感染症対策では、防具が非常に数が少ない。もし仮に急激な患者の増加があった場合は、現状では全て引き受けることは大変厳しい状況である。ここで、現行の医療が大変脆弱であることが改めて反映した次第であります。

もちろん、平常時では大丈夫なことも、今回の有事に当たっては、医療関係者の命をかけた診療行為のマンパワーのおかげであること、感謝の念に堪えない限りであります。

そして、今回は、国保国吉病院議会、非常に白熱ある議員の議会での議論がありました。国吉病院議会というのは、大多喜町、いすみ市、御宿町等の議員で構成されているのはご存じのとおりであります。今期は、ご存じのように当町の志関武良夫議員が議長を務めております。

質疑のときであります。いすみ市選出の元吉栄一議員より、今回の感染症対策の質問がありました。当然、これは予期せぬことです。一部の心ない議員より、発言を制止しようとした妨害がありました。しかしながら、言論の府たるべき議会の本質をよく理解している議長である志関武良夫氏の議事進行で、元吉栄一議員の発言をそのまま続行させる手はずになりました。良識の府であるべき議会の尊厳が守られた瞬間でもあり、私はかなり高度な国吉病

院議会になりつつあると思います。どんな意見も尊重する姿勢は、他市町村の議員にとっても大変喜ばれ、中立、公正、公平な議事運営ということで評価が高まった次第でございます。

このようなことを中心に、国保国吉病院議会は、ますます高度な、そして議会技術を伴う、そして病院を支援する体制になることを誓い合って終幕した次第であります。

6番麻生剛の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、6月会議につきましては、審議期間は本日1日とします。お配りしてあります議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

1番 野 中 眞 弓 君

2番 志 関 武良夫 君

を指名します。

◎報告第7号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第2、報告第7号 継続費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告を願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第7号の説明をさせていただきます。

議案つづりの1ページをお開きください。

継続費繰越計算書について。

令和元年度大多喜町一般会計予算の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

次のページをお開きください。

令和元年度大多喜町一般会計継続費繰越計算書。

款7 土木費、項2 道路橋梁費、事業名、町道改良事業。この事業は、町道大中西線の道路改良工事で、令和元年度、令和2年度の2か年で実施するものでございます。

継続費の総額は8,145万5,000円で、令和元年度の予算計上額は3,258万2,000円、支出額は2,987万6,000円、残額、翌年度通次繰越額は270万6,000円、財源は繰越金でございます。

以上で、報告第7号 継続費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで、報告第7号 継続費繰越計算書についてを終わります。

◎報告第8号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第3、報告第8号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告を願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第8号の説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

繰越明許費繰越計算書について。

令和元年度大多喜町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次のページをお開きください。

令和元年度大多喜町一般会計繰越明許費繰越計算書。

表内の事業名、翌年度繰越額及び未収入特定財源について説明をさせていただきます。

初めの農業振興事業は、昨年の台風15号により被災した農業用ハウス等の復旧に対するもので、繰越額は1,909万7,000円、未収入特定財源の国県支出金は、被災農業者支援事業補助金でございます。

次の土地改良関係団体事業は、ため池ハザードマップの作成と平塚区の排水路整備で、繰越額は1,702万8,000円、未収入特定財源の国県支出金は、ため池ハザードマップ作成費補助金、地方債は、農林業施設整備事業債でございます。

次の観光施設管理事業は、銭治薬局跡地の用地取得で、繰越額は440万円でございます。

次の国土調査事業は、繰越額7,931万円、未収入特定財源は、国土調査費県負担金でございます。

次の被災住宅修繕支援事業は、昨年の台風により被災した住宅の修繕に対する支援で、繰

越額233万6,000円、既収入特定財源は社会資本整備総合交付金、未収入特定財源は被災住宅修繕緊急事業補助金でございます。

次の小学校情報化整備事業と、その次の中学校情報化整備事業は、小学校2校と中学校の校内ネットワークの整備で、繰越額は1,630万円と717万円で、未収入特定財源は、小学校、中学校ともに公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、地方債は、教育施設整備事業債でございます。

次の道路橋梁災害復旧事業は、今年の台風により被災した町道3か所の復旧工事で、繰越額は4,764万7,000円、未収入特定財源は公共土木施設災害復旧費国庫負担金と公共土木施設災害復旧事業債でございます。

次の農地災害復旧事業は、今年の台風などにより被災した農地5か所の復旧工事で、繰越額は552万4,000円、未収入特定財源は農地災害復旧事業費補助金でございます。

次の農業施設災害復旧事業は、今年の台風により被災した農業施設4か所の災害復旧工事と下大多喜地先のため池の設計で、繰越額は2,393万6,000円、未収入特定財源は、農業施設災害復旧事業費補助金でございます。

合計で10事業、翌年度繰越額は総額で2億2,274万8,000円でございます。

以上で、報告第8号 繰越明許費繰越計算書についての説明とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで、報告第8号 繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

◎報告第9号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第4、報告第9号 継続費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告を願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、報告第9号 継続費繰越計算書についてご説明させていただきます。

9ページをお開きください。

令和元年度大多喜町水道事業会計予算の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告する。

次のページをお開きください。

令和元年度大多喜町水道事業会計継続費繰越計算書。

款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、面白浄水場更新事業は、継続費の総額が9億

4,332万7,000円で、そのうち令和元年度継続費予算額が4億8,669万2,000円、令和元年度支払義務発生額が6,900万円ありましたので、残額4億1,769万2,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

この繰越額に係る財源内訳として、企業債4億1,500万円、損益勘定留保資金269万2,000円を予定しています。

以上で、報告第9号 継続費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（野村賢一君） これで、報告第9号 継続費繰越計算書についてを終わります。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 人権擁護委員候補者の推薦について。

諮問第2号について、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員のうち、宮本清委員の任期が本年6月30日をもって満了とすることから、新たな候補者を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員に推薦しようとする方は、住所、大多喜町下大多喜1143番地、氏名、浅野秀雄氏、生年月日、昭和32年5月3日生まれ、現在63歳。

浅野秀雄氏は、昭和56年3月に大学を卒業され、同年4月から公立中学校の教諭となり、平成30年3月まで37年間、公立小中学校の教諭として勤務されました。町内では、当時の老川小学校、西中学校の教頭として手腕を発揮し、ご活躍されました。学校では、子供たちへの人権指導教室を実施したり、職員への人権研修にも取り組んでこられました。

人格、見識も高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解と熱意のある方でありますので、ご承認くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、被推薦人を適任者と認めることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、諮問第2号は、被推薦人を適任者と認めることに決定しました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、議案第40号 大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 議案第40号の説明をさせていただきます。

議案つづり15ページをお願いいたします。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充及び延長、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例、寄附金税額控除の特例、住宅借入金等特別税額控除の特例を定めるものでございます。

それでは本文に入りますが、改正条文の朗読は割愛させていただきます。

大多喜町税条例の一部を改正する条例。

第1条、大多喜町税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条以下につきましては、読替えの規定で、地方税法の改正に合わせた改正で、第61条は、新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税の課税標準に係る特例措置で、感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小企業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置を、第62条は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡充するとともに、適用期限を2年間延長する特例を定めるものでございます。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合で、法附則第62条で加えた固定資産税の特例措置の課税標準に乗じる割合を定めるものでございます。

附則第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の軽減措置を6か月延長し、令和3年3月31日に取得したものまでを対象にするものでございます。

第24条につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響による事業収入の減少等の事実がある場合において、納税者が町税を納付することが困難であると認められ、納期限内に申請された場合に、無担保かつ延滞金なしで納期限から1年以内の期間に限り、徴収を猶予することができますが、申請書の訂正または添付すべき書類の訂正、もしくは提出を求められた者が書類を提出しない場合には、当該申請を取り下げたものとみなす期間を定めるものでございます。

第2条の一部改正中、附則第10条以下につきましては、次ページに続きますが、読替規定で、先ほど第1条で説明をいたしました第10条以下の条ずれを改正するものでございます。

第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例について規定したもので、イベント等を中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除について、法附則で条例に委任している事項の細目を定めるものでございます。

次の第26条については、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について規定したもので、適用期限を令和16年度分の町民税まで1年間延長するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 町は、積極的に住民に、おたくの固定資産税とかそういうものは納付書が来ますね。その納付書とかそういうのは割り引いた形で、これから先、出るんですか。申請が必要な場合には、どうやって、分かりやすくするか、それから申請しやすく、町民に周知するのか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 割り引いた納付書を送るということとはございませんで、申請をしていただくこととなります。それについては、広報等で周知を図っているところでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 行政の説明は、なかなか理解し難い書きぶりなので、できるだけ本当に易しく、申請書の形式も簡便にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 今の件につきましては、なるべく分かりやすいような形で、住民のほうに周知してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第7、議案第41号 大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 議案第41号の説明をさせていただきます。

本文説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

分担金の徴収につきましては、地方自治法の規定に基づき、受益者から徴収する分担金を条例で定めることが必要になります。

上程させていただきました急傾斜地崩壊対策事業と農業用施設整備事業につきましては、事業を実施した結果、特定の人が利益を享受しますので、それぞれの事業の受益者から分担金を徴収するために、本条例に加えようとするものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例。

大多喜町分担金徴収条例（昭和39年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の2号を加える。

第16号、急傾斜地崩壊対策事業。

この事業は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命、財産を保護するために、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難、不適當な場合に、県が所有者に代わり対策事業を行うものでございます。

第17号、農業用施設整備事業。

この事業は、農業水利施設の災害の発生予防、拡大防止を目的として、町単独事業として実施する農業用施設整備事業でございます。

別表に次のように加える。

別表の記載事項は、左から、分担金を徴収する事件、受益者、事業種目、事業費に対する負担率となっております。

初めに、上段の行の分担金を徴収する事件は急傾斜地崩壊対策事業、受益者は区域内関係者、事業種目は急傾斜地崩壊対策事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業、県単緊急急傾

斜地崩壊対策事業で、事業費に対する負担率は3事業とも補助残の100分の25でございます。事業種目の急傾斜地崩壊対策事業は、急傾斜地の対策の一般的事業でございます。

次の、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業は、当該年度に風水害、震災等により急傾斜地に新たな崩壊が生じ、放置をすれば崩壊が拡大するおそれがあり、緊急に施工を要する事業でございます。

県単緊急急傾斜地崩壊対策事業は、豪雨等により崩壊し、放置すればその崩壊が拡大するおそれがあるもの及び国庫補助事業で対応し切れないものを県単独事業で行うものでございます。

この事業は、80パーセントは国・県の補助となりますが、残りの20パーセントは町と土地所有者等受益者で負担することとなります。国・県の補助残20パーセントのうち、25パーセントを受益者で負担するよう定めるもので、事業費全体から見ますと事業費の5パーセントでございます。

次の号の分担金の徴収する事件は農業用施設整備事業、受益者は区域内関係者、事業種目は緊急自然災害防止対策事業で、事業費に対する負担率は100分の30でございます。この負担割合は、既にこの条例で定められている国庫事業の災害復旧事業や土地改良施設維持管理適正化事業との均衡を図り、100分の30としたものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） すみません。急傾斜地の崩壊対策事業のことでお伺いしたいと思うんですけども、急傾斜地の崩壊区域の指定基準と国庫補助の採択基準はどのような形になっているのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） まず、急傾斜地崩壊危険区域の指定基準でございますけれども、危険区域の指定基準は、崖の勾配が30度以上の土地、崖の高さが5メートル以上、崖の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家、これにつきましては5戸以上というふうになっております。以上が危険区域の指定基準となります。

次に、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準ですけれども、一般的な国庫補助事業ということでご説明させていただきますけれども、急傾斜地の崩壊危険区域の指定がなされ、崖の高さが10メートル以上、人家が10戸以上。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかに。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） そうしますと、今回のこの補助金の対象は、10戸以上の人家がある場合というか、それが対象になると思うんですね。そうしますと、指定基準の戸数と採択基準の間に戸数の相違があります。本来であれば、5戸以上が対象と考えるのが妥当なのかなというふうに考えるんですけれども、この採択基準に満たない対象地域の方というのはどのように考えていったらいいのか、また町はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 急傾斜地崩壊対策事業ですけれども、本来、この事業というか、崖につきましては、土地所有者の方が自ら行うべきものを、急傾斜地の所有者が崩壊防止工事を行うことが困難または不適當な場合には、県が所有者に代わって工事を行うということになっております。

ご質問の、急傾斜地崩壊対策事業の基準に満たない10戸未満の危険区域に対しましては、ハード対策ではなくて土砂災害防止法、こちらによる土砂災害警戒区域等の指定、今、県で進めておりますので、そちらの対応ということで、避難誘導等のソフト対策により、住民の安全の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） この条例は、住宅の裏山が崖地の人にとっては大変朗報だと思っております。

ただ、今後必要なのは、一日も早く工事を行って、住民が安心して生活できる体制を整えることが重要であると考えております。

それで、今後の流れについてお聞きします。

まず、この条例が可決された折には、町民への周知が必要であると考えております。以前の答弁の中でも、説明会を開いて住民に周知を図る等の答弁がありました。工事等を行うま

での手順等を示して、町民にこういった事業があるんですよということを周知させることが大事であると考えます。

それと同時に、千葉県に対しても要望等を行い、今まで大多喜町では急傾斜地の崩壊対策を行っていません。大多喜町は行わないということで、千葉県のほうは認識しているものと思われます。今後は、千葉県に対しても、大多喜町も条例をつくり、急傾斜地崩壊対策はやるんですよということを強く要望すべきと考えます。

そういったことから、町民への周知については今後どのように考えているのか、千葉県に対して要望等をどのように考えているのか、一日も早く工事を行う体制を整えてやっていくためにどのようなことを考えているのか、お伺いしたい。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） まず、周知ということで、説明会のお話だと思います。

現在、町内の7区から説明会の要望書が私どもに提出されております。今回、この条例が可決されれば、要望のあった行政区に対しまして説明会の開催をしてみたい。ただ、現在このような状況ですので、説明会の方法については地区の皆さんと相談をして進めていきたいというふうに考えております。

その後の流れということですが、今回、分担金の徴収について率を定めることで、ご提案させていただきました。

結構、この急傾斜地の崩壊対策工事につきましては、結構な金額が工事費としては必要になろうかと思えます。その辺を含めましてよく地元のほうに説明をして、同意等が得られるようであれば、次の段階に向けて県のほうと調整していくというふうに考えております。

また、今後の流れでございますけれども、先ほど根本議員さんから要望書というような、県への要望書というものがありますけれども、まず施工に関しては地元の同意書が必要であろうと思えます。どの程度の要望というか、同意ということだと思いますけれども、今回、負担金、かなりの金額が予想されますけれども、そちらのほうの負担をしていただけるのかというのを含めまして、同意をいただかないとなかなか進んでいかないのかなと思えます。

町のほうとしては、地元の要望書、同意なりをいただいた上で、県のほうに要望書を提出することとなろうかと思えます。その後、県のほうでは、現地調査、そして危険性の判定、また事業可否の判定をされますと、そこで県のほうがこれは必要であろうというような判断がされますと、これから実際に事業のほうに進むかと思えます。

その中では、測量等により指定区域の決定がなされ、県のほうで地元の説明会、指定区域

の関係ですね。そして、事業化が決定され、その後地元説明会、これは工法等の検討、様々な工法が考えられると思いますので、工法等の説明がなされ、その後、事業着工というふうな流れで進んでいくものと思われま。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません。私のうちにも来たんですけども、県のほうから土砂警戒区域に指定されますよ、崖が危険ですよというのが、500人ぐらいの方に送付されているものと思われま。

ですから、今後は、一刻も早くやるために、先ほどの答弁のあれになりますけれども、町民への説明会を早急に開く、県との協議も行うということによろしいですか。

○議長（野村賢一君） 志関君、あそこ、少し閉めてくれる。書類が飛んじゃいますので。建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 県との協議に関しましては、危険な区域、急傾斜地の崩壊対策工事のエリアと想定される方の同意がないと、なかなか県との協議は進められないのかなと思います。

その前段として、その地域に入って行って、こういう事業でこのくらいの負担が入って、メリットもあり、デメリットもある事業だと思っています。そういうものを説明した中で、地元のほうの同意が得られれば、それをもってまた県のほうとは調整してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） それと、この危険区域には町が持っている公共施設も数多くあるんじゃないかならうかと思われま。

その公共施設の対策が一番望まれるところだと思いますけれども、公共施設の対応についてはどのようにお考えですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 公共施設、いろいろありますけれども、それぞれ管理者がいることと思われま。

ということで、一般的な話でさせていただきますけれども、今回の急傾斜地の事業につきましては、公共施設、例えば要援護者施設等がある場合については、要件の緩和が国のほう

であります。

ただし、町だけでやれるというわけではないわけで、そこには町以外の地権者の方、地元の方もいらっしゃると思います。そういう方にも負担が生じるものと思っておりますので、そういう方と要望等、いろいろあろうかと思っておりますので、そういうのをいろいろ協議しながらというか、そういうものがありますので、町だけではなかなか実施できないものなのかなというふうに考えています。

そういう方といろいろ意見交換があれば、しながら、一般的な事業と同じように進めてまいりたいというふうに、建設課のほうでは考えています。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今、るる説明ありましたけれども、今現在、町内に危険箇所がどのくらいあるか、把握しておれば教えていただきたいと思えます。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 今回の急傾斜地に関しましては、急傾斜地の崩壊対策事業を実施するために指定するわけですね。なので、まだ大多喜町には危険区域の指定はございません。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第8、議案第42号 大多喜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 議案第42号の説明をさせていただきます。

議案つづり19ページをお願いいたします。

初めに、提案理由をご説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金の支給について、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正され、令和2年1月1日から適用されたことに伴い、町が行う事務に、当該傷病手当金の支給に関する申請書の受付事務の規定を追加したいので、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、本文に入ります。

大多喜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

「第8号 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を加える。

附則につきましては、条例の施行期日を定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩したいと思います。

なお、11時5分から会議を再開します。

（午前10時56分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第9、議案第43号 大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 議案第43号の説明をさせていただきます。

議案つづりの21ページをお開きください。

本文の説明に入る前に、提案理由を説明させていただきます。

事業者が家庭的保育事業等を行う場合には、児童福祉法に基づいた市町村の認可が必要となります。本町には、現在認可している家庭的保育事業者はありませんが、この認可の基準となっている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年4月1日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点は、家庭的保育事業者において様々な対応策の活用により、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保が不要となることと、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児は、居宅訪問型保育の実施が可能となるものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

説明に当たり、本文の朗読を一部割愛し説明させていただきますので、ご了承ください。

大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第6条の改正につきましては、家庭的保育事業者において連携施設の確保が不要となる措置についての規定を加えるものでございます。

次のページをお開きください。

第37条第4号の改正については、居宅訪問型保育事業者が保育できる条件を加えるものです。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 第37条の場合ですけれども、この条例は、業者が許可を得るときの条件を表してはいるのですが、本町では町が保育事業を運営しています。

その中の条項、その中の事業の一つとして、第37条の保護者の疾病、疲労その他の身体上、困難な場合というのを付け加えて、保育内容を充実させていくという考えはありませんか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 現在のところ、そのようなことは考えておりません。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第10、議案第44号 大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長(小高一哉君) それでは、議案第44号の説明をさせていただきます。

本文の説明に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、令和2年4月1日に施行されました。

この省令は、放課後児童支援員の認定資格研修に、新たに中核市を加えるもので、この省令の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項の改正は、研修の場所に中核市を加えるものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第11、議案第45号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長(小高一哉君) それでは、議案第45号の説明をさせていただきます。

本文の説明に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

家庭的保育事業などを利用した場合に保育給付費の支給を受けるには、子ども・子育て支援法に基づいた運営ができていないかの確認が必要となります。

本町には、家庭的保育事業者がいないことから、運営を確認する必要もありませんが、この運営の基準となっている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する省令が、令和2年4月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点は、特定地域型事業者において、様々な対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保が不要となるものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

説明に当たり、本文の朗読を一部割愛し説明させていただきますので、ご了承ください。

大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第42条の改正につきましては、特定地域型保育事業者において、連携施設の確保が不要となる措置について規定を加えるものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第12、議案第46号 大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第46号の説明をさせていただきます。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

重度心身障害者の医療費助成につきましては、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた者で、一定の要件を満たした者に係る医療費の一部を助成する制度で、事業費の2分の1を県が補助するものであります。

県では、令和2年8月1日から、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者に係る医療費を当該補助金の交付対象に加える改正を行いました。このため、県の改正に合わせ、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

改正文の朗読につきましては割愛し、改正の趣旨をご説明させていただきますのでご了承ください。

大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号の改正は、字句等を改めるものでございます。

同条第3号は、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者を対象者に加えるものでございます。

第4条第2項の改正は、第2条第3号で新たに法律名、法律番号を加えましたので、第3号の法律番号を削るものでございます。

附則の施行期日は、県と同様に令和2年8月1日と定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 障害者の医療について助成をするというのは、大変大事なことだと思います。

心身障害者については、1級、2級に対して助成があるのに、どうして精神障害者は1級だけなのか、2級障害者もかなりしんどい状況ではないかと思うんです。

これ、県が始めたからということなんですけれども、県が及ばなくても町独自で2級の障害者を追加するという考えはありませんか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのところ、県に準じて行う予定ですので、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第13、議案第47号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 議案類47号の説明をさせていただきます。

議案つづり29ページをお願いいたします。

初めに、提案理由の説明をいたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について、国が緊急的、特例的な措置として、その支給に係る経費の財政支援を実施する考えを示したことを踏まえ、本町において新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払いを受けている者に対して、一定期間に限り傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、本文に入りますが、改正条文の朗読は割愛させていただきます。

大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

大多喜町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加えるものでございます。

中段の第3項から第5項については、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について規定するもので、第3項は、傷病手当金を支給する対象者の要件について、次の第4項は、次のページに続きますが、傷病手当金の支給額について、第5項は、傷病手当金の支給期間について定めるものでございます。

第6項以下につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整を規定するもので、第6項は、給与等と傷病手当金の差額の支給について、第7項は、傷病手当金の支給額決定後に何らかの理由で事業主から給与等の全部または一部を受け取ることができなかった場合に、保険者が差額を支給することを定めています。第8項は、前項で保険者が支払った差額は、本来、傷病手当金として支払うべきではないものなので、事業者から徴収することを定めたものでございます。

附則以下につきましては、条例の施行期日及び適用期間を定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 3と8について質問があります。

3は、給与等の支払いを受けている被保険者とありまして、この傷病手当金の対象者について述べられていますが、具体的にどのような方が受けられるのか、伺いたいと思いま

す。

それから、次のページの8番ですけれども、傷病手当金とは国が責任を持って支払うものだと思っているんですけれども、途中の理解がうまくいきませんで、この8を見ますと事業主も負担をするというふうにとられるんですが、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 初めに、対象者はどういう方かということかと思いますが、先ほど説明申し上げましたが、給料等の支払いを受けている被保険者が、療養のため労務に服することができない場合に支給されます。

具体的な職種として、会社員のほか、雇用主に雇われて賃金等を受け取って労働に従事している人というふうに考えております。

2つ目の8番でございますが、事業主が報酬の全部または一部を支給すべきところ、その一部を支給したときは、その支給された一部の報酬が傷病手当金の額より少ないときは、その額を受けた報酬額と傷病手当金の額の差額を支給するというのが7でございます。

その中で、傷病手当金として、報酬額と傷病手当金の額の差額の支給を受けた者が、事業主から報酬の一部または全部が何らかの理由によって受け取れなかった場合に、その額を保険者が支払ったときには、それについては傷病手当金に該当しないというところから、保険者は事業主から支給した額を徴収することができるということでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 3番についてですけれども、家族労働というか、青色では専従者があります。それから白色でも、家族労働に対しての控除というのはあると聞いているんですが、そういう青色、白色の家族労働に対してはどう考えていますでしょうか、伺います。

それと、8のほうなんですけれども、事業主そのものが国民健康保険に加入していらっしゃる方は、かなり厳しい経営をなさっている感じがするんですけれども、その人たちが何らかの理由で給料の補填ができなかったときには、保険者が、町が立て替えてあげるけれども、それはちゃんともらうよというのは、事業主にとっては、これはコロナに限られていますけれども、商売も多分低迷している、払わなきゃならないものが余計に増えるというのは非常に厳しい措置だと思うんですけれども、その件についてはどう思われますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 初めに、青色、白色の専従者につきましては、傷病手当の対

象となります。

それからもう一つ、第8項の考え方なんですが、3分の1を事業主が払うということではなくて、傷病手当金が決定した中で、例えば9,000円が賃金だといたします。そのうちの6,000円が傷病手当金だと、3分の2ですので傷病手当金になります。そのうちの例えば4,000円を事業主が支払うといった場合に、2,000円を傷病手当金として保険者が払うということになります。その2,000円を払った中で、事業主がその後に、例えば支払えない事象が生じた場合にそれを立替払いするというような考え方がございます。だから、初めから払えとか言っていることではありません。

○議長（野村賢一君） ほかに。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 青色、白色の家族従業者も対象になるということですね。それは、国会等の答弁でもありまして、1 番目の答弁でなかったから不安でした。

事業主そのものも、事業主も対象にする考えはありませんか。3月6日の参議院の厚生労働委員会での答弁では、自治体の上乗せは可能だと、ただ、国の財政的な支援はないと、条例に整備すれば、おやりなさいと、財源としては、地方創生臨時特別交付金を回してもよろしいという答弁があるんですね。

臨時調整交付金については、1 次の場合、大多喜町では7,000万、七千何ぼ来ていて、そのうち5,200万くらいを使って、まだ2,000万くらい残っているはずです。その中で、やはり事業主に手厚くするという事は、その後の経済活動の回生にもつながっていくことだと思います。

それで、町の条例をもう一度改正してというか、もう一応何となく大多喜からはコロナ患者が出なかったんで、2 波、3 波に備えて条例を改正して、事業主にも手当てができるようにしていく考えはないのかと伺いたいです。

健康保険、いろいろ社会保険、国民健康保険とある中で、国民健康保険も業種別にあたりして、自治体健康保険だけが事業主に対してのこの手当、障害でしたっけ、手当がないわけです。大工さんなんかも土建組合に入ってらっしゃる方は、けがをしたり病気になったらすれば手当が出ます。でも、そうでない方、普通の例えば農家の方とか、働けなくなったときには出ません。

その辺で、独自の財源、特にこれはコロナですから臨時特別交付金を回して、ぜひ事業主も対象としていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮原幸男君） 傷病手当金につきましては、事業主から給与等を支払ってもらえなかったり、減額されたりした場合の所得補償ということでございます。自営業者の方などについては、資金繰りなど別の支援制度もありますので、被用者にここでは限らせていただいたものでございます。

また、国民健康保険では様々な就業形態の被保険者が加入しておりますので、現行の条例で規定がありませんことから、独自で支給することは考えておりません。

○1番（野中眞弓君） もう一回は駄目でしょうね。

○議長（野村賢一君） 何か言ったよな。
（「3回」の声あり）

○議長（野村賢一君） 3回まで。

では、ほかに。

野中議員、しゃべるときはマスクを取ったほうがいいな。発言がはっきりしない。

○1番（野中眞弓君） 分かりました。

○議長（野村賢一君） お願いします。

ほかにございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第14、議案第48号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第48号の説明をさせていただきます。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置の強化と、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の第1号被保険者に対して、介護保険料の減免を実施することに伴い、大多喜町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

説明に当たり、条文の朗読を一部割愛し、要点のみの説明とさせていただきます。

大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例。

大多喜町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第2条の改正は、令和2年度の保険料率は、所得段階別保険料9段階のうち、所得が一番低い区分である第1段階は年額2万2,950円を1万8,360円に、第2段階は年額3万8,250円を3万600円に、第3段階は年額4万4,370円を4万2,840円に改めるものでございます。

次に、附則に1条を加え、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の第1号被保険者の介護保険料の減免実施について定めるものでございます。

対象となる保険料は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が定められている保険料となります。

次のページをお開きください。

減免の要件は、第1号として、新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合、及び第2号として、世帯の主たる生計維持者の収入減少額が前年の収入の10分の3以上であり、減少が見込まれる所得以外の前年所得が400万円以下の場合が対象となります。

第2項は、減免を受けようとする申請書の提出期限が納期限の7日前までと規定されているところを、特に事情があると認められるときは、別に申請期限を定めることができることを加えるものでございます。

附則第1条は、施行期日を定めたもので、附則第9条の保険料の減免の規定は令和2年2月1日から適用し、第2条の介護保険料の軽減措置強化については令和2年4月1日から適用することを定めるもので、第2条は、令和元年度以前の年度分の保険料の経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第15、議案第49号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 議案第49号の説明をさせていただきます。

本文説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

令和元年第1回議会定例会10月会議において議決された道路改良工事、町道大中西線の契約金額に変更が生じることから、工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものでご

ございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

工事請負契約の変更について。

令和元年10月29日に請負契約を締結した道路改良工事町道大中西線の一部を次のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

1、工事名、道路改良工事町道大中西線。

2、契約金額、変更前、7,469万円、変更後、7,314万2,300円。

主な変更の理由は、大型の発泡スチロールブロックを盛土の材料とする軽量盛土工の施工箇所の一部に湧き水があり、この処理のため、軽量盛土工の一部を砕石基礎に変更したこと、また当初予定していた足場工を削除したものでございます。

3、契約の相手方は変更ありません。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 大中西線、盛んに工事をやられています。今回は、契約金額の変更ということです。

契約金額が変更されたけれども、工期の変更とかについては支障はないのか、それとあとは、あそこは今、一部の工事をやっていますけれども、最終的な完成に支障がないのか、その辺をお聞かせください。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 工期の変更等については変更がございません。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第16、議案第50号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長(市原芳則君) 議案第50号について説明させていただきます。

初めに、本案の提案理由を説明させていただきます。

一部事務組合であります夷隅郡市広域市町村圏事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第286条第1項の規定により、構成団体である関係地方公共団体の協議によりこれを定め、協議については、同法第290条の規定により議会の議決を経なければならないことから、提案させていただくものでございます。

内容としましては、本規約で規定する共同処理する事務から、一般廃棄物処理施設の建設及び管理に関することを削るものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約を制定するため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を次のように改正する。

以下、要件のみ説明とさせていただきます。

第4条でございます。共同処理する事務のうち、第7号の一般廃棄物処理施設の建設及び

管理に関するものを削り、第8号を第7号に、第9号を第8号に1号ずつ繰り上げるもの
でございます。

次に、別表、経費区分のうち、第4条第7号で規定していた一般廃棄物処理施設の建設及
び管理に関することに要する経費を規定した項を削り、併せて備考欄から、ごみ処理施設建
設に係るごみ量割及びごみ処理施設稼働後のごみ量割を削り、改めるものでございます。

附則、この規約は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここでしばらく休憩します。

なお、食事の前に写真を撮るということですから、皆さん、ネクタイを締めて、表に集合
していただければと思います。よろしくお願ひします。

なお、午後は1時から会議を再開します。

（午前11時50分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第17、議案第51号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、議案第51号の説明をさせていただきます。

41ページをお開きください。

議案第51号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）。

令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策や各施設の改修工事など、合計で8,943万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を62億2,990万3,000円とするものです。併せて、今回の補正の財源として地方債を追加するものでございます。

それでは、地方債の補正から説明をさせていただきますので、2枚めくって45ページをお開きください。

第2表地方債補正。

起債の目的、農林業施設整備事業債、限度額770万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

これは、養老川沿いに整備された会所地区から小田代地区までの全長約6キロメートルの品の川用水の補修に係るもので、国の緊急自然災害防止対策事業として実施する事業の財源として起債を追加するものでございます。

次に、事項別明細書の2歳入及び3歳出により、補正予算の説明をさせていただきます。

48、49ページをお開きください。

2歳入。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目3農林水産業費負担金330万円の増額補正は、地方債補正で説明させていただいた品の川用水の補修に係る受益者の負担金でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金2,271万8,000円の増額補正は、個人番号カード交付事業費補助金と新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金でございます。目2民生費国庫補助金838万9,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対

策として、児童手当受給世帯に給付する臨時特別給付金等事務費の補助金でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金27万7,000円の増額補正は、重度障害者医療費補助金でございます。目4農林水産業費県補助金491万円の増額補正は、ため池ハザードマップ作成補助金の内示により増額するものでございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目3ふるさと基金繰入金2,836万9,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対策として実施する事業に充当するものでございます。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,376万8,000円の増額補正は、収支の均衡を図るために前年度繰越金を充てたものでございます。

款22町債、項1町債、目8農林水産業債770万円の増額補正は、地方債補正で説明させていただいた品の川用水の補修工事に充当するものでございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。

3歳出。

款1議会費、項1議会費、目1議会費72万3,000円の増額補正は、議場の配置の見直しにより必要なマイクユニットの購入でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費53万2,000円の増額補正は、本庁舎空調設備の不良部品の交換工事でございます。目6企画費380万円の増額補正は、旧田代分校活用に新規募集する地域おこし協力隊員1名分でございます。目8諸費5,071万6,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症緊急対策の経済対策として実施する各事業のものでございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費223万8,000円の増額補正は、産休・育休による職員の補充として会計年度任用職員の人件費と、個人番号カード等関連事務費の増額でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費55万5,000円の増額補正は、先ほど条例改正で可決をいただいた重度心身障害者等の医療費の補助金でございます。目5介護保険事業費60万8,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対策として実施する高齢者の健康状況の確認等の事業に対する法定繰出金でございます。

次のページをお開きください。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費838万9,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、児童手当受給世帯に臨時特別給付金を支給するものでございます。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費548万8,000円の増額補正は、養老溪谷観光センターの指定管理に伴う委託料と施設の補修工事でございます。目5 農地費1,612万円の増額補正は、ため池ハザードマップ作成について補助金の追加割当てによる事業費の増と、品の川用水の改修工事でございます。

款6 商工費、項1 商工費、目3 観光費9万7,000円の増額補正は、設計済みのシステム利用のための1ライセンスの追加費用の増額でございます。

款9 教育費、項4 社会教育費、目3 図書館費16万5,000円の増額補正は、図書館の空調設備の冷却水ポンプの修繕でございます。

以上で、議案第51号 令和2年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○1番（野中眞弓君） 質問については、今回、これ全部一括して質問ですか。今まで款1についてとか分けていたんですが、そうじゃないですか。

○議長（野村賢一君） それはありません、一括です。

○1番（野中眞弓君） 一括で。そうすると一括で3回しかできないわけ。1項目について3回。

○議長（野村賢一君） どっち。

（「3回です」の声あり）

○議長（野村賢一君） 一括で3回だそうです。

それでは、質疑ありませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 3点あります。

1点目が、51ページ、民生費の中の扶助費、重度心身障害者医療費補助金とあります。先ほど、障害者の医療費助成の条例改正が成立しましたけれども、その中に精神障害1級も助成対象になりました。今回のこの助成費の中には、重度心身障害者しかありませんけれども、精神1級は入らないのでしょうかというのが1点目。

2点目は、53ページ、農林水産業の農業振興事業で委託料、指定管理委託料があります。これについての説明をお願いいたします。どこでどういう状況になっているのか、説明して

いただきたいと思います。

3点目は、その下の土地改良関係団体事業、これ、2点あります。

ため池ハザードマップ作成委託料がありますけれども、去年の秋の大雨でどこかの市町村が作ったハザードマップどおりに浸水したということを聞いています。ハザードマップは、財産や身体を守るために非常に重要なことだと思いますけれども、ハザードマップの利用法はどう考えていらっしゃいますか。

それともう一つ、その下の工事請負費1,100万の中で、財源内訳その他330万あります。これは地元負担ですが、この工事請負費の1,100万のことですけれども、地元負担のことなんですけれども、工事が始まる前に測量とか設計とかそういう費用は、地元負担に関わる費用の中には入らないのでしょうか。地元負担が起きるのは、工事そのものだけなのでしょうか。これから先のことも含めて。

4点伺います。

○議長（野村賢一君） 最初は、健康福祉課長かな。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） それでは、障害者福祉事業の扶助費について、健康福祉課からお答えさせていただきます。

こちらは、先ほど可決いただきました、重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部の改正、こちらで追加となりました精神障害者が含まれたことによる追加でございます。

以上です。

○1番（野中眞弓君） 了解、ありがとうございます。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） それでは、最初に指定管理委託料でございますが、こちらに関しましては、養老溪谷観光センターの指定管理に伴います人件費になります。

こちらに関しましては、指定管理委託のほうは過去2回、公募をさせていただきましたが、応募者といえますか、指定管理に至っていないことから、全員協議会のほうに諮らせていただいて、今回上げさせていただいてあります。

続きまして、ハザードマップでございますが、ハザードマップに関しましては、ため池が決壊した場合に浸水が想定される区域が属する区や組、それから消防団、それから事業所等への配布を想定しております。

続きまして、工事費の施設補修工事の1,100万でございますが、こちらに関しましては測

量費もこの中に含まれております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに質疑ございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 簡単に言うと、元やまびこの指定管理、第3弾、進んでいるんですね。

具体的にはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） こちらに関しましては、過去2回の公募によりまして指定管理に至っておりませんでして、この議案が配付されてからある程度動きがありましたので、この後、議案を提出させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） もう少し説明できないものかな、もう少しね。

農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） こちらに関しましては、町がですね、ちょっとお待ちください。

すみません、申し訳ありません。

大多喜町公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例の第5条の規定に基づきまして、公募によらない指定管理者の候補者の選定について協議を進めております。

これに関しまして、後ほど議案を提出させていただきたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 要するに、この補正予算が通った暁には、この後でいろいろ議案として提出したいと、そういう話ですね。

ほかにございますか。

11番山田久子君。

○11 番（山田久子君） すみません。私も、ため池ハザードマップの作成委託料について質問させていただきたいんですが、今回、委託料の追加割当ての増ということで、今、配付先のほうもご説明いただいたんですけども、昨年秋の大雨で、本町でも農業用のため池が被災するケースがありました。ハザードマップを作成した後の、マップの利用の仕方というのが大変重要になってくるのではないかなと考えているところでございます。

町とかその関係する町民の方々は、このマップをどのように活用していくのがよいのか、また町としてはどのように活用してもらいたいという思いでこのマップを作るのかということで、お考えをお伺いできればと思うんですけども、よろしく願います。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） このマップの活用方法ということでございますが、ご自分が生活する区域のため池等が決壊した場合に想定される浸水予想範囲や浸水の到達時間、浸水の予想深さ等を事前に把握していただきまして、決壊した場合に迅速に避難していただくための避難場所や避難経路を事前に確認をしていただき、必要に応じ避難経路の整備など、住民自らも日頃から防災・減災の意識を高めていただければと考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 分かりました。避難に役立ててほしいということで、本当にこれからの防災ということでも重要になるかなと思うんです。

中には、日頃の管理というところで、自分たちで維持管理をしてくださっている地域もあると思いますし、またこれを作っていただいたことで、今までよりも、もしかしたら管理ということで意識を持っていただけるようなところも出てくるかもしれないんですが、その場合、もし何か修繕が必要なようなものが発見された場合、何か補助金の制度というのは活用できるものがあるのでしょうか。今現在で結構なんですけれども、町、国・県であるのかなのかというところで。

もしくは、そういう場合には、何か対策をまた町で考えていただくことができるのかというところで、ちょっとお伺いできればと思うんですが。

○議長（野村賢一君） ちょっと厳しいんじゃないか。

○11番（山田久子君） すみません、なぜ質問させていただいたかといいますと、国では今年度、令和2年度に限っての対策費用として結構予算化させていただいているところもあるんです。ただ、令和2年度に限ってのものとかもありますので、本町ではちょっと間に合わないのかなと思っております。

ですので、今後、やはりため池の決壊ということも十分考えられますので、町としても、今後、もしそうであればいろんなことをやはり検討していただく必要があるのかなと、そう思ったものですから、質問させてもらいました、申し訳ございません。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 今現在、使える補助金はあるのかということでございますが、今現在は土地改良施設維持管理適正化事業という事業がございまして、この事業が適用されるかと考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 今、るる協議していますけれども、現在町内で登録してあるため池の数というか、分かりますか。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 今現在、大多喜町のため池は、ため池台帳という台帳に登録されているものが69か所ございます。そのうち、29か所のため池が防災重点ため池に選定をされております。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 3点ほどあります。

まず、48ページの農林水産業負担金、品の川用水6キロメートル分、地元負担金ということです。

この工事は、地元としては一日も早い完成が望まれるところだと思っておりますけれども、これはいつ工事をやって、いつ完成、それで完成までこの地元負担金がこれでいいのか、これ以上増えることはないのかということと、あと、50ページの新型コロナウイルス感染緊急対策事業。

せんだって、担当課の方がこういったことをやりたいということでご説明に来ていただきました。その中に、6項目あります。これを全てこの予算の中でやるということだと思っておりますけれども、これを見ると、この中には、観光客を増やそうというか、来訪者を増やそうという計画がかなりあるものだと思っています。

今、一番の大きな目的は、町長の冒頭の挨拶でもありましたけれども、感染防止対策、これが一番であると考えています。今の時期は、観光客を増やすことも非常に大事であるとは思いますが、一番はやっぱり感染者を出さないという防止策。

今、県外の移動もまだたしかしちやいけないみたいなことも、要請があるんじゃないかなろうかと思っておりますけれども、そういったことでその辺の配慮というんですかね、せっかく観光客によそから来てもらって、コロナが発生したり何かすると何もならないわけですし、今後、2波、3波も予想されているところです。多分、これは2波、3波、あるのではなかろうかと思っています。そうすると、この事業をやろうと思って準備して始めたところ、2波、3波の予兆でも来れば、多分、この観光客を寄せる事業はできなくなるんじゃないかなろうかと思っています。

その辺はどのように考えてこういった事業、コロナ対策をやろうとしているのか、それをお聞きしたいのと、もう一つ、53ページの農業振興事業。

これは、やまびこですかね、養老観光センターのことだということですが、費用が550万円ほど補正で出ています。これで足りるのかということです。

いろんな面で、老川地区の皆さんは、ホテルとか食堂とか、大変なダメージを受けているところだと思います、去年の台風から始まってですね。

そうすると、このコロナ対策で、養老観光センターがにぎやかになって、大いに活性化すれば、コロナ対策で観光客を呼び戻そうとか、いろんなことをやっているでしょうけれども、あそこが活性化になることによって、言わばコロナ対策というんですかね、景気対策にも非常に大いに役立つものと思っています。

ですから、このコロナ対策の予算を農業振興のほうに少し割り当てることもできたらいいんじゃないかと思っていますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 農林課長かな。

○農林課長（秋山賢次君） 最初に、品の川用水の関係でございますが、こちらにつきましては、用水路でございますので、渇水期に実施をしたいと考えております。ですので、夏季の渇水期に実施をしたいと考えております。

事業費でございますが、工事費につきましては1,100万円という工事費を計上させていただいておりますが、こちらにつきましては、会所地区から小田代地区まで、破損規模の大小合わせまして14か所についての概算の工事費で計上させていただいております。

今後、受益者と協議の上、比較的小規模なものですとか、排土作業のみで対応が可能なものにつきましては地元で対応をしていただくことや、あるいは工事の工法なども安価で済む工法を取り入れるなどして、工事費全体の切詰めに模索していきたいと考えておりますので、これ以上高くなるということは考えておりません。

○議長（野村賢一君） 農林課長、根本議員は着工と完成、大体のあれを質問したんですけども。

○農林課長（秋山賢次君） 着工でございますが、今後、地元との協議をこの予算が通過した際には実施しまして、その協議が調い次第、着工のほうを進めていきたいと考えております。渇水期に実施するということですので、大体、10月とか11月頃までには完全に終了するかと考えております。

○議長（野村賢一君） 商工課、どっち。

商工観光課長。

○商工観光課長（西川栄一君） それでは、新型コロナウイルス感染症緊急対策の経済対策事業の中で、観光客を寄せるような事業があるということで、その辺を第2波とかが来たときにどうするんだというような内容のご質問でございますが、まずこの事業につきましては、6つほど事業がありまして、町の特産品の消費の拡大、それから「喜びの、おひざもと。」大多喜めぐりクーポン券の発行、これは、5,000円のクーポン券を発行しまして、宿泊施設等を利用してもらうというものになります。

それから、O-1グランプリ2020、これは町内の飲食店に参加していただきまして、町内町民一人一人に500円のクーポン券を配って、町内の飲食店を利用してもらうというようなものになります。

それから、目指せ日本一紅葉の里プロジェクトというのがございますが、これは養老溪谷のほうを中心に、モミジを植える事業をやっているというものでございます。

それから、星のフェスティバルというものがございまして、これは養老溪谷の旅館さんたちを中心に星の鑑賞会をやっていただきまして、やはり観光客を呼び込もうというような事業になっております。

それから、地域通貨券の導入、発行ということで、これは地域通貨券の商品券に代わる通貨券を発行して、1人当たり3,000円程度のものを発行するものになっておりますが、この6事業の中で、観光客に多く来てもらうような事業としましては「喜びの、おひざもと。」大多喜めぐりクーポン券と星のフェスティバルの事業については、町外から観光客に来てもらってですね、町内の宿泊施設等に宿泊してもらうというような事業になっておりますので、もし感染の拡大が広がっているような中でこのような事業ができるかという、なかなか難しいかなというふうには考えております。

ただ、時期的なものとしては、今日、予算のほう、もし承認いただけて、すぐ事業に入るかといいますと、すぐには予定しておりませんで、秋以降の検討をしております。その辺、宿泊事業者等とも連携を取りながらやっていきたいと思っておりますので、仮に、感染の拡大が広がっていない状況であれば、秋以降にやるような形で実施させていただいて、なおかつ宿泊施設の事業者には感染予防というところにも重点を置いた中で、宿泊者を受け入れるような形でやってもらうようお願いしたいと考えておりますので、もし感染の拡大、第2波とか緊急事態宣言等というようなことがまた起きなければ、秋以降にやりたいというふうに考えているところです。

○議長（野村賢一君） 根本議員、この次の農業振興業のお金は、今の説明したやつを農業振興に重複するというのはちょっと無理な話になるからね、これはね。これは、後の話ですから。

○4番（根本年生君） 分かりました。じゃ、いいです。分かりました。

○議長（野村賢一君） では、続いて4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません、ご説明ありがとうございました。

あと、品の川用水、この1年で終わるといふ、工事は1年で終わって、来年度から通水できるといふことによろしいですか。その確認です。

それともう一つ、すみません。先ほどのコロナ対策のやつ。

今、一番重要なのは事業支援というんですかね、資本が足りないという、資金が足りない。そこに、取りあえず予算を出して、観光客を呼ぶイベント等については来年度というんですかね、ある程度収まったことがはっきりしてから、大々的にやったらどうかなど。

今、必要なのは、いろんな店舗、ホテルとか、資金繰りが大変苦しくなっています。そういったところで資本を投入する、補助金をある程度投入して、今年、本当に大変な時期、これで乗り越えてくださいと、来年度以降、本格的に観光誘致に乗り出そうじゃないかというようなことが大切ではないかと私は思っています。

果たして、こういった観光客を呼ぶようなイベントを今やって、どの程度の観光の効果があるのかも不透明な面もありますし、先ほど言いましたように、2波、3波の影響も考えられる。観光客を呼ぶことが、国からの要請で県外をまたいでは来ちゃいけないと言っているわけですから。

今回は、私は、事業支援なりは、資金が枯渇していますから、そこにより厚く費用を充てたらどうかと思いますけれども、そういった考え方はございませんか。

○議長（野村賢一君） 副町長。

○副町長（西郡栄一君） 今回の新型コロナウイルス感染症の対応でございますけれども、これは地方創生臨時交付金事業ということで、国からの補助事業でございます。

これは、感染拡大の防止ですね、それと感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るためということで言われております。

その中で、単に給付するだけの事業というのは、本来は対象外になります。これは、国が政策をしていますから、その政策で全国統一でやっていただきたいというのが一つの基本的な国のスタンスでございます。

それと、事業者の方ですと、確かに被害を受けているというのはもう十分に理解してはいますけれども、いろいろな借入金、あるいは税金の徴収猶予とか、そういう形での対応を国がスキームとして組んでいますので、町としては、そのこのところに一体幾ら投じればいいのかというような議論もございますし、事業規模によっては、町がとても支出できるようなお金ではないような金額を要するところもたくさんあると思っております。こういったものについては、やはり国のほうの制度を十分に活用するほうが適切ではないかなというふうに思います。

それと、今回のコロナウイルス感染症の関係ですけれども、やはり一番被害を受けておりますのは飲食業、それと観光業、それと交通事業、この3者につきましてはかなりの打撃があらうかと思っております。

今回、町に来て、どのようにしたら一番効果的に使えるかというのを内部でも十分協議いたしまして、国から来たお金、7,500万円近くのお金が来ておりますけれども、これを1万円を1万円とするのではなくて、1万円を倍にして2万円にするにはどうしたらいいのかですね、あと、将来的に観光業というものが、多分、国はV字回復と言っていますけれども、なかなかV字回復までいかない状況が続いてくると思います。そういったときに、町がやはりしっかりとした観光業の基となる、いろいろな政策を考えていく必要性もあるのかなということで、例えば10年先を見て木を植えるのはどうだろうか。

たまたま、今、事業を再開しているところが多いですけれども、まだまだ従業員の皆さんも十分に仕事がないような状況も続いております。そういった方を活用したり、あるいは冬の本当にお客の少ない時期に何とか集まっていただくような施策を町として、この集客を含めて考えていけないかということで、これは、企業さん、ホテルの関係の人、旅館業の関係の人ですね、そういった方とも二、三、話をさせていただいて、こういう形でいかがだろうか。

本来は、国の補正予算で、総務省じゃなくて観光庁ですか、観光庁でやる大きなイベントがあるので、重複してしまいますけれども、どうしようかということもお話をしました。そうしたら、町単独でもいいですから、ぜひやってもらいたいんだということで、この辺についてはお話をさせていただいたところでございます。

以上が今回の6つの対策ということでご理解いただければと思います。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ご丁寧な説明、ありがとうございます。そういった面は、重々私も分

かっているつもりです。

ただ、私も商店街、いろんなお店を歩く中で、国のほうが1世帯10万円くれた。これは、非常に波及効果があつて、あるところでは、正直テレビを何人もお客さんが買いに来てくれたとか、車を買に来てくれたとか、いろんなものを買に来てくれたと。ただ、そういったお金を渡すことによって、やっぱり経営がある程度順調にいくという面もあるということをお聞きしています。

それと、先ほど、私、もう一つ言いたかったのは、コロナ対策の観光、星のフェスティバルとかなんとかそういうやつね、やっぱりこれは単発的ではいけないと思っているんです。ある程度計画的に、じゃ、今年度、この予算があるから、これを取りあえずやりましょうよじゃなくてですね、やっぱりある程度のコロナ対策、何年も影響が続くでしょうから、私は、これは多分、時間がない間に急に決めたような気がして、十分な計画があるのかなと。

だから、2年、3年、コロナ対策をやっていかなければなりません。じゃ、どういった対策が必要なのかと、特にこの観光客の活性化、誘致についてはですね。今年やったから来年やらないというわけにはいかないと思うんですよ。だから、その辺を重々吟味して、それでこの観光客の事業をやると。

だから、今回に限っては急なことですから、事業支援とかそういったほうに回す。今、ちょっと回すのは難しいということでしたけれども、そういった考え方でやっていただいたらいいんじゃないかなということでは言っています。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 副町長。

○副町長（西郡栄一君） 星のフェスティバルの関係ですけれども、これは今回初めて実施するのでなくて、もう何回か実施したやつに基づいて、また今年も2回、ほかに計画ある中で、あえて今回重ねることで、老川地区の星空の美しさ、こういったものを定着させようという狙いがございます。これは、もちろん継続していくような形で、事業者とも話をしているところでございます。

それと、コロナウイルスの関係で、先ほどちょっと説明が抜けたんですけれども、今回行っていますのは国の補正予算第1号に基づくものでございます。これは、25兆6,910億円という補正予算を組んで、そのうちの1億円を地方創生臨時交付金事業に充てるということで、そのうちの7,500万が配分されたということではございます。

それと、もう一点、現在、国の補正予算第2号が国会で審議されております。これにつきましては、31兆9,114億円という金額になっておりまして、そのうちの2兆円が、新型コロ

ナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金事業ということで割り当てられることになっております。

ただ、この中身につきましては、まだ十分に地方自治体のほうには何も説明がない状況でございますので、この状況を見ながら、今までの政策、そして国の政策を踏まえながら、どういう点で光を当てなければならぬところが欠けていたのかとかですね、そういった面も十分内部で協議しながら、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 先ほどの品の川の件で、ちょっと気がついたことがあったので、質問したいと思います。

課長のさっきの発言は、渇水期にやると、工事すると、そういう話でしたよね。渇水期とはどういうことですか。

どういふことですかというのは、田んぼは、今現在、水が必要なんですよね。渇水期じゃ、稲が枯れちゃうということで、この間、全部、私、確認したわけじゃないんですけども、ある人はトラックの荷台にタンクを乗っけて田んぼに給水している、そういう話も聞きました。軽トラだからね、そんなにでっかいタンクじゃないわけだよね。それで何回も何回もピストンをやって、田んぼに水をためているという話を聞いたんですよ。

それで、ある人は、あの辺は田んぼが小さいから水がいっぱいになっちゃうんだよという話をされたんですけども、できれば渇水期というか、今、必要な水なので、米を取るやつですから、タンクか何か出して送れませんかね、田んぼに。大分苦勞して水を汲んでいますよ。

ということで、何かありましたら回答してください。

（「要するに、農期が終わってからでしょう」の声あり）

○8番（麻生 勇君） だから、それだと、今現在、枯れちゃうもん。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） この品の川用水の流域といいますか、受益者に関しましては、今年ほとんどの方が休耕されていると聞いています。

その中で、数名、1名だったかと思いますが、耕作されている方もいらっしゃると思いますが、これは受益者が特定されることとなりますので、町のほうで特定の方に補助をするというのはちょっと考えにくいのかなと感じますが、ご了承いただければと思います。

- 議長（野村賢一君） よろしいですか。
- 8番（麻生 勇君） ありがとうございます。
- 議長（野村賢一君） ほかに質疑、なしでよろしいですか。
（「なし」の声あり）

- 議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。
ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

- 議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。
これから議案第51号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
（挙手全員）

- 議長（野村賢一君） 挙手全員です。
したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（野村賢一君） 日程18、議案第52号 令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
税務住民課長。

- 税務住民課長（宮原幸男君） 議案第52号の説明をさせていただきます。

65ページをお開きください。

令和2年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給するため59万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を12億6,073万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、70ページ、71ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

款5 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金、補正額59万5,000円は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に伴う県補助金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。次のページ、72、73ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項6 傷病手当金、目1 傷病手当金、補正額59万5,000円は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金で、5名分を見込み、計上するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程19、議案第53号 令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第53号の説明をさせていただきます。

75ページをお開きください。

令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

この補正予算は、新型コロナウイルス蔓延による在宅高齢者の健康状況把握を行うためのもので、歳入歳出それぞれ182万2,000円追加し、歳入歳出の総額を12億720万1,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、80ページ、81ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目5介護保険事業費補助金121万4,000円の増額補正、及び款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金60万8,000円の増額補正は、介護予防普及啓発事業費の増に伴うもので、国の法定負担分と町の法定負担分の増額でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

次のページをお開きください。

款3地域支援事業費、項4一般介護予防費、目1一般介護予防事業費182万2,000円の増額補正は、高齢者の閉じ籠りや生活不活発が増大するなど、様々な影響が危惧されることから、これら高齢者の健康状況確認を行うためのものでございます。

以上で、令和2年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程20、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります秋田秀博氏から提出されたものでありますが、その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります橋本氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基本的資質を養うためのものです。将来を担う子供たちが、全国どこでも同じ条件の下で教育が受けられることは国の責務であり、そのため設けられたのが義務教育費国庫負担制度であります。

この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合には、自治体によっては義務教育の水準に格差が生じることは必至であります。このようなことから、義務教育費の国庫負担制度の堅持を強く要望したいとする請願の趣旨であります。

なお、この件につきましては、平成24年度から請願書として提出されておりますが、本議会としてはその都度採択し、意見書を政府関係機関に提出をいたしておるところでございます。

どうかよろしくご審議いただきまして、採択いただきますようお願い申し上げる次第でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いを。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程21、請願第2号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 請願第2号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、令和3年度予算編成に当たりまして、憲法や子どもの権利条約の精神を生かし、子供たちによりよい教育を保障するため、令和3年度の教育予算拡充に努めていただきたいとする内容の請願であります。

本件につきましても、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会長であります秋田秀博氏から提出されたものであります。その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります橋本氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てることは教育の使命であります。その教育環境の整備を一層進める必要があることは申し上げるまでもありません。

本請願につきましても、よろしくご審議いただきまして、採択いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村賢一君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思えます。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

なお、2時10分から会議を再開します。

(午後 1時57分)

○議長(野村賢一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

◎日程の追加

○議長(野村賢一君) お諮りします。

ただいま志関武良夫君外5名から、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について外1件の発議案が提出されました。

この発議案2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題としたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

よって、提出された発議案2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(野村賢一君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りします。

追加日程第1、発議第3号及び追加日程第2、発議第4号を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

◎発議第3号及び発議第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 追加日程第1、発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について及び追加日程第2、発議第4号 国における令和3年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを一括議題といたします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長(麻生克美君) それでは、発議案を朗読します。

発議第3号。

令和2年6月9日。

大多喜町議会議長、野村賢一様。

提出者、大多喜町議会議員、志関武良夫。賛成者、同、渡辺善男、賛成者、同、野中眞弓、賛成者、同、吉野僖一、賛成者、同、渡邊泰宣、賛成者、同、山田久子。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんに関わらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図の下に、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

続きまして、発議第4号を朗読させていただきます。

発議第4号。

令和2年6月9日。

大多喜町議会議長、野村賢一様。

提出者、大多喜町議会議員、志関武良夫。賛成者、同、渡辺善男、賛成者、同、野中眞弓、賛成者、同、吉野僖一、賛成者、同、渡邊泰宣、賛成者、同、山田久子。

国における令和3年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

国における令和3年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法や子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育はいじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、各地での地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しており、復興は未だ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、令和3年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- 1、災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算を更に拡充すること

5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること

6、既存校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費の充実やG I G Aスクール構想に係るネットワーク及び端末整備後の機器の保守管理、学習支援ソフト、セキュリティ対策に係る費用等についても、I C T活用を実施していくうえで必要不可欠であることから、財政措置を講じること

7、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

8、感染症に伴う臨時休校等により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じるようなことのないよう財政措置を講じること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 今、事務局長のほうから詳細にご説明がありましたけれども、私のほうから第3号、第4号についての提案理由の説明をさせていただきます。

発議第3号及び発議第4号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

先ほど、請願審査でご審議いただきました請願第1号及び請願第2号の採択を受けまして、我々大多喜町議会といたしまして、内閣総理大臣をはじめとする関係各大臣に意見書を提出いたしたく、渡辺善男議員、野中眞弓議員、吉野僖一議員、渡邊泰宣議員、山田久子議員の賛同をいただき、連署をもって発議案を提出させていただくものであります。

なお、意見書の内容につきましては、ただいま局長のほうからご説明がありましたとおりでございますが、よろしくご審議いただきまして可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

まず、発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（野村賢一君） お諮りします。

ただいま町長から議案第54号 指定管理者の指定についての議案が提出されました。

この議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

よって、提出された議案第54号 指定管理者の指定についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長（野村賢一君） 議案の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 配付漏れなしと認めます。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 追加日程第3、議案第54号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 議案第54号 指定管理者の指定について、ご説明をさせていただきます。

本文の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜町養老溪谷観光センターの指定管理につきましては、指定管理者の公募を2回実施しましたが、2回とも指定管理者の候補を選定するに至りませんでした。

同施設は、養老溪谷の中心部に位置し、地域からの開館の要望も多く、大多喜町の公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定について、町が出資する法人、株式会社わくわくカンパニー大多喜と有限会社たけゆらの里大多喜、さらに地元の公共団体、養老溪谷観光協会と事業内容等について協議をしましてまいりました。

そして、令和2年6月4日に、2者及び1団体による共同事業体を指定管理者の候補者として選定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

次の者を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、管理を行わせる施設、大多喜町養老溪谷観光センター。

2、指定管理者、養老溪谷観光センター運営共同企業体。

構成団体、（代表）夷隅郡大多喜町大多喜115番地6、株式会社わくわくカンパニー大多喜、代表取締役、飯島勝美。構成団体、夷隅郡大多喜町石神855番地、

有限会社たけゆらの里大多喜、取締役社長、飯島勝美。構成団体、市原市戸面397番地3、養老溪谷観光協会、会長、秋葉保雄。

この共同企業体は、資本金が100万円で、構成団体の出資金額及び出資割合並びに主な業務分担は、株式会社わくわくカンパニー大多喜が、出資金額70万円で出資割合70パーセント、主な業務分担は施設の管理運営に関する事。有限会社たけゆらの里大多喜が、出資金額20万円で出資割合20パーセント、主な業務分担は地場製品の販売、紹介及び普及宣伝に関する事。養老溪谷観光協会が、出資金額10万円で出資割合10パーセント、主な業務分担は地域情報の情報提供に関する事となっています。

同共同企業体の事業計画では、養老溪谷周辺の恵まれた地域資源を有効活用し、観光客誘致事業を積極的に推進しつつ、地元産の物品販売などを通じ、地域と一体感のある施設を形成することにより地域の活性化を図るとともに、養老溪谷観光センターの円滑な管理運営を目指す計画となっており、指定管理者として施設の設置目的を効果的に達成することができると考えております。

3、指定期間、協定締結の日から令和5年3月31日まで。

以上で指定管理者の指定についての提案説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） なかなか決まらなかったことが大体決まって、本当に大変うれしく思います。

それで、この3団体とでやっていただけるということで、指定管理を受けるに当たっては、当然合意内容とか契約とか、そういったものが固まったのでここに議題として上がっているものだと思っています。

そういった決まった合意内容とか規約の内容とかは、議会に示されないんでしょうか。そういった内容は今後決めるから、取りあえず今回はこの3団体に任せるということで議決してくれというのか。それとも、決まった内容が、もう合意された内容があれば、それに基づいて契約するんだということであれば、その契約の内容について見せていただくことができるものなのか。

もし、あるとすれば、その内容も見て、足りないものはこうしたほうがいいんじゃないかとか、こうしたほうがいいんじゃないかとか、議会としても意見を言えるんじゃないかならうかと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） それにつきましては、公募したときの公募内容とほぼ同じ内容になっておりますので、これからその関係の協議書を作成することになります。あくまでも公募の内容でお願いしたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません、公募の内容をお願いしたいということであれば、その公募の内容、たしか観光協会があそこ、釜屋さんのときには観光協会さんと指定管理をしたいということであって、いろんな内容が附随して出てきましたよね。1年間の委託金が幾らとか、こういったふうにやるんだとか、開園時間は何時から何時までとか、休みは何だとか、いろんな細かいことが。それで、自由に物品の販売はできるとかできないとかですね、そういった内容が細かく書かれていたと思います。そういったものをなぜ、この間、釜屋のときは一緒に提出されて審議したのに、今回はなぜこれだけなのか。

やはりそういったものを示して、それで、これで多分議決されるでしょう。私も賛成することに、全然反対なものではないんですけども、後でその内容がですね、ちょっとこれはどうなのということがたまにあると思うんです。そういった内容だったら、ちょっと私はどうかなというような方もいるんじゃないかならうかと思うんですよ。

だから、できればそういった内容も含めて、このときに出していただければうれしいんですけども、そういったことは無理だったんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 公募内容を提出できる。できれば出したほうがいいよ。口では分からない。時間、すぐ出れば。じゃ、待っているよ。

（「コピー」の声あり）

○議長（野村賢一君） コピーしてくる。

じゃ、暫時休憩。コピーしていますから。

（午後 2時34分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。

（午後 2時47分）

○議長（野村賢一君） 根本君の質問に対して、答弁。

農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 大変お待たせして申し訳ありませんでした。

この要綱につきましては、大多喜町養老溪谷観光センターの設置及び管理に関する条例に基づきまして、施設の概要、それから申請受付期間、管理業務に関する事項ということで、大多喜町養老溪谷観光センターの設置及び管理に関する条例の内容をこちらに分かりやすく、項目ごとに記載してございます。

経費に関する事項、管理費、管理料等でございますが、トイレ浄化槽の法定点検及び清掃手数料は町の負担で、そのほか施設の大規模改修、原形を変えずの修繕など及び天災による修繕等に関しましては、費用負担について、その都度、町と指定管理者にて協議をして決定をする。

利用料金は、指定管理者の収入とする。自主事業収入につきましては、指定管理者の収入とする。会計管理としましては、指定管理の実施に係る経理事務と、指定管理者が行っている他の事業との会計帳簿類の経理を明確に区分をする。

指定管理期間でございますが、協定の日から3年以内として、最長で令和5年3月31日までとする。

あとは、仕様書のほうになります。4枚めくっていただきまして、管理に関する基本的な考え方としまして、養老溪谷観光センターは、地域観光に関する情報の提供及び地域産業の振興を図るとともに、地域経済の発展に寄与することを目的とするということで、設置理念に基づき管理運営を行うこととされています。

施設利用者の安全を第一に、サービスの向上、事業内容の充実を図る、衛生面に十分留意をするし、清掃等を徹底する。効率的・効果的な管理運営を行う。地域の特産物を優先して取り扱う。住民の雇用に努める。

その次が、施設の概要でございます。

管理の基準としまして、開館時間及び休日になります。開館時間及び休日は次のとおりとするということで町長の承認を得て開館時間を変更し、休館日については変更または臨時に休館することができるかとされております。

開館時間としましては、午前9時から午後5時まで。休館日としまして、毎週水曜日、ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

続きまして、12月29日から翌年1月3日まで、これが休館日とされております。

農林産物販売コーナーの利用手続につきましては、大多喜町養老溪谷観光センター設置利用許可申請書を指定管理者に提出させなければならないとなっております。

それから、次のページに行きまして、販売コーナーの利用許可ということですが、施設の目的に反すると認められるときは施設を使用できない。それから、養老溪谷観光センターの施設設備を破損するおそれがあると認められるときは不許可とする。そのほか、指定管理者が不相当と認めるものは不許可とするということになります。

あとは、販売コーナーの利用の許可の取消しということで、大多喜町観光センターの設置及び管理に関する条例、及び大多喜町養老溪谷観光センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定、また、これらの規定に基づく処分に違反をしたときは取消しができる。許可の条件に違反をしたときは取消しができる。偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたときも同様となります。第3号に挙げるもののほか、養老溪谷観光センターの管理上、支障があると認めるときは取消しができるということになります。

販売コーナーの利用者の遵守事項としまして、指定管理者は、販売コーナーの利用者に次の事項を遵守するよう、適切な管理運営を行うこととされておまして、許可を受けた目的以外に利用しないこと。利用の権利のほかに、ほかの者に譲渡もしくは転貸ししないこと。

業務の一括委任禁止ということで、指定管理者は、本業務を一括して第三者に委任し、または請け負わせることはできない。なお、指定管理業務の一部の業務を委託する場合で、あらかじめ大多喜町の承認を受けたときはこの限りではないとされております。

良好な管理と公平な運営ということで、施設は常に良好な状態にして管理し、効率的な運用を行うとともに、公の施設であることを念頭に置き、公平な運営を行うとされております。

法令等の遵守であります。施設の管理運営に当たりまして、関係法令、条例、規則及び協定等を遵守するということになっております。

○議長（野村賢一君） 根本議員、あまりこれ全部細かくやっちゃうと、とんでもない時間がかかるし、大体分かったでしょう。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません、急に用意していただいてありがとうございました。大変助かりました。それで、ちょっとこの件で質問、すみません。

今回、大きく変わった点が、構成団体が3つであるということと、今まで役場のほうで指定管理料を払うということは一切触れられていなかったんですね。それで、この間の補正予

算で通ったので、指定管理料を払うということになりました。

それで、この中にそういった表示がない。当然、そういったことも含めて、この3者の構成団体とは合意がなされているということでしょうから、こういったことも十分説明してですね、合意がなされているのであれば、やっぱりある程度、書面で委託管理はこうですと、3団体でやることも認めますよとか、そういったことをちゃんと書いてやるべきではないかと思うんですよ。

特に、お金の面、私が心配しているのは、非常にこれ、550万、これで賛成してこれでいいんですけども、大変厳しい状況には変わりないと思うんです。だから、果たしてこの3者の共同企業体がこれでやっていけるのか。

ちょっとうまく、あれ、地元でやった方々ができないということで、今回降りられた。今後、やっぱりこの3団体については、未来へずっとやってもらわなくちゃいけないと思っているんです。その方々が、安定的な経営をしていくに当たって、そういったことでお金の面とか十分な協議がなされて、これでいいんだと、十分やっていけるんだよと、10年、20年、やっていけるんだということであればいいんですけども、そういったことも一切こういったことに書かれていなくて、合意がなされたかも分からない。その辺をもうちょっと文書で明確にしておくべきじゃないかと思います。

その点で、金額と言ったんです。すみません。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） なかなか答弁、難しいのかと思いますが、今回のこの団体の2つに私の名前が載っていますのでね、正直、あまり乗り気ではなかったんですけども、しかし、いろいろ公募をしている中で、なかなかこれは難しいなというようなことは実感として持っていました。

特に、やはり公募につきましては、老川のあのやまびこ、やまびこというか、観光センターを造るときに、やはり地域の皆さんの、やはり地域で、何とか物産であり観光というものを、あそこを拠点としてという要望の中で造ってきましたので、やはり地域の皆さんが運営してくれるのが一番よろしいのかなというふうに私は思っておりますが、なかなか前任者の現実を見ますとですね、やはり一つの事業というものを考えたときに、片手間でできるものではないんだということがはっきり出ているわけですね。

前任者のほうも、別に支援してこなかったわけではなくて、7年間で1,000万以上の支援もしています、町では。もう十分しているんですね。その中でも、なかなか事業としてうま

くいかなかったということは、やっぱりそこを運営する人、またそれをマネジメントするものをどういうふうにしていくかということが非常に大きな要素なんですね。事業というのは、特にそういうところが非常に敏感でありまして、そこがうまくできないとやはり運営はできないというのが現実なんですね。ですから、恐らく前任者のほうも、このままいったら、逆にそれぞれ個々の破綻に結びつきますので、やはりある程度のところでやめたんだと思います。

それで、今回3者の共同企業体をつくったというのは、それぞれの餅屋を生かしていこうということの中で資本提携しまして、共同企業体ということでございます。

それで、このほかに老川地域には各いろんな団体がございます。そういったところはまだこの共同企業体の協定の中には結んでおりませんが、参加団体の中ではもう既にその話合いをしております、協力していただくということで、協力団体としては別のところにありまして、3者についてはもう既に協定を、きちんともう話合いをしてありまして、協定書のものでできておりますので、それを結びながら。

先ほど、根本議員のおっしゃられましたように、事業というのはやはり持続可能な事業でなければならないということを考えますと、我々はこの事業がこういう形をつくっていくことが、やはり持続可能な事業になっていかなければならない。

それで、基本的には販売の部分、これをたけゆらはやっぱりノウハウを持っていますので、販売の部分については、たけゆらで責任を持とうと、観光振興、その案内につきましては観光協会、老川の皆さんのここをお願いをしようということで、わくわくにつきましては、地方創生の事業、今年は老川地域なんですね。ですから、そういった事業とかみ合わせながら。また、そのほかにも参加団体、実はまだ、無印良品さんも何らかの形で参加したいと言われておりますので、そういったこともございまして、まだ全体的にはこれから細かいところは詰めていきますが、大がかりなところはそういう形になります。

それで、飲食につきましては、やっぱりなかなか飲食というのは、黒字にするのは非常に難しいんです。たけゆらの場合も見ても、やはり終日お客さんが来ないと、なかなか飲食では黒字は難しいので、たけゆらのようなわけにはいかないと思いますので、これは恐らく公募をする。公募をして、そこに入ってもらおうというような形の中で、とにかくできるだけ負担を軽くしながら、全体の中で、企業体の中で分野をそれぞれ分かちながら、その先、誰がどういうふうになっても、それが持続可能な事業体にしていこうという中でのつくり上げたものでございます。

ですから、その辺は地元の皆さんとも十分協議をして、今日のこのご提案ということでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 今、町長の説明の中にも、地域の人たちのそういう生産も主にしたいというような発言がありましたけれども、この形でいきますと、生ものを扱うのが非常に多くなってくると思うんですね。1年間を通して、非常に長くもつ期間ともたない期間、そういうものがあると思うんですね。そうすると、ロスが多分出てくるというような形になるかと思えます。そうすると、ロスが出るということになると、その分は赤字になるということになってくると思うんですね。

加工物なんかにしてみれば、それは長もちはしますけれども、地域の人たち、近隣の人たちの生産を高めるために、そういうものをあそこに集めて販売するというようなことになると、今現在の堀之内、八声先の道の駅のようなわけにはいかない。やはり交通量、それから地域性、そういったものを考えてみると、非常に厳しい状況が生まれてくるんじゃないかなというふうに思います。

そういうことで、大多喜町のそういう食堂とか旅館とかそういったところにロスが出ないような方法で働きかけて、そういったところに、1日の朝、取って持ってきて、新鮮な物を売るというようなことを考えても、やはり午後あたりになると、品物がしなびてくるというようなことになると、地域の人、観光客にしても、新鮮味から外れるわけですから、売れなくなってくる。

そういうことを考えますと、そういう旅館とか食堂などに働きかけてですね、そういうものを、極端な言い方ですけども、半額にしても、何か納めて買ってもらうというようなそういう方法を取っていかないと、非常にこの事業自体が苦しくなってくる。また、生産者も出さなくなってくる。そういう方向、悪い循環になってくると思うんですね。そうなってきた場合に、この会社を立ち上げて、もう成り立たなくなってくるのが目に見えてくるような気がするんですね。

そういった活動もしながら、そういうものをやっていくというようなことをお願いすると同時に、努力してもらいたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 今、志関議員から要望が出ましたけれども、はい。

○町長（飯島勝美君） 志関議員の今お話し、まさにそれが今回、観光センター運営の肝に

なるところでございます。そこは、たけゆらが担当する部署になります。

当然、たけゆらでもそういうロスの問題とかそういう問題は、非常にやはり経営の中で一番大きな核となりまして、そこは十分やっているわけでございますが、ただ、たけゆらとあそこでは、同じものではないことは間違いない、そのとおりなんです。ですから、むしろ観光客をベースということを考えていかなければならない。

たけゆらも7割が地域外なんですけれども、そういう面ではむしろ老川さんのほうはもっと比率が高いのかなと。そういうことを考えますと、たけゆらも、実は農産物の売上げと土産物の売上げの比率というのは、実は土産物の比率のほうが今、高いんです。

それは、3年前に土産物コーナーを開発しましたときに、農産物はもうどんどん売上げが低迷してきているんですね。もう10年ぐらいつと下がりっ放しなんです。それは、地域の生産者の生産能力が落ちてきていますから、そういったことをカバーするために、やはり土産物コーナーをやって、それで売上げをどんと上げてきた経緯がありましてですね。

たけゆらでやっぱりその規模のところは、当然部長も含めて会議の中でどういう運営をするかというのは、たけゆらの中でも協議しておりまして、そのロスというのはやっぱり一番経営の中で足を引っ張りますのでね、そういったところは十分考慮しながら、たけゆらとしてもそれはしっかりとやっていかなきゃいけないと思っています。

ただ、しかしそれにしましても、老川地域の皆さんの農産物を少しでも売るという、売場の提供というものを考えたときに、毎日本当に並べていいのかどうか、あるいは土日を中心に並べるかとか、いろんな販売方法があろうかと思いますが、それはその状況を見ながらやっていくと、何でもかんでも、もう最初から一律にどんとやるんじゃなくて、状況を見ながら、売れ筋を見ながらですね、今の営業を考えていくというふうに考えているところでございます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） すみません、勉強不足で。

一応、土地とか建物、トイレは町が保守管理するという、こう活字で出ていますけれども、普通に地代とか家賃とかということになるんですけれども、今回は町長がいろいろ関係団体の長であるし、そういうあれは免除ですか、それとも多少なり地代とか家賃はいただくんでしょうか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 指定管理ということで、町がお願いをして管理をしていただくと

ということなので、家賃等は考えておりません。

○議長（野村賢一君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかに質疑ございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 補正予算の中では、指定管理代317万8,000円という細かい数字が出ているんですけども、これは何を賄う額ですか。それとも、何かこうどんぶり勘定で数字合わせしたのか。

○議長（野村賢一君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 補正予算のほうに計上した指定管理委託料ということですので、財政課のほうからお答えさせていただきます。

指定管理委託料で予算計上させていただいたものは、施設を運営していくためにかかる、要は人件費相当分と、あとは施設を営業というか、やるために必要な備品の購入費などでございます。

ざっと、どれを大きくということではなく、必要な額の積上げをして積算した結果、317万8,000円の計上ということになっております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 人件費と備品と、それと光熱水費なんかはどうなるんですか。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 人件費と備品はこの中に含まれておりますが、光熱水費は指定管理者が負担していただくこととなります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(野村賢一君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、明日10日から9月30日まで休会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

よって、明日10日から9月30日まで休会とすることに決定しました。

本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時12分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 野 中 眞 弓

署 名 議 員 志 関 武 良 夫